

宮崎市立田野病院指定居宅療養管理指導事業運営規程

(事業の目的)

第1条 宮崎市立田野病院（以下「病院」という。）が行う指定居宅療養管理指導事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の医師その他の従事者（以下「医師等」という）が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 病院の医師等は、通院が困難な利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態の予防に資するよう支援するとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅を訪問して心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者等（利用者担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(病院の名称)

第3条 事業を行う病院の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 宮崎市立田野病院
- (2) 所在地 宮崎県宮崎市田野町南原1丁目6番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 病院に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師1名

管理者は、従事者の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 医師等 医師1名（兼務）
薬剤師2名（兼務）
管理栄養士1名（兼務）

医師等は、居宅療養管理指導計画書及び居宅療養管理指導報告書を作成し、居宅療養管理指導の提供に当たる。

- (3) 事務職員 1名（兼務）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 病院の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日は、月曜日から金曜日とする(祝日、年末年始を除く)。
- 2 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅療養管理指導の種類は、次のとおりとする。また、指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 医師による指定居宅療養管理指導
 - (2) 薬剤師による指定居宅療養管理指導
 - (3) 管理栄養士による指定居宅療養管理指導
- 2 指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1km当たり16円を徴収する。
 - 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、田野町、清武町、日南市(北郷町)とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 医師等は、指定居宅療養管理指導の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずるものとする。主治医への連絡が困難な場合は、必要に応じて緊急搬送や臨時応急の手当等の必要な処置を行うこととする。

- 2 医師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 当事業の従事者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 当事業の従事者が得た利用者又は家族の個人情報については、病院での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

第10条 病院は、指定居宅療養管理指導の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 病院は、提供した指定居宅療養管理指導に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 病院は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 病院は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 病院は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。
- 3 病院は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第12条 病院は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(衛生管理等)

第13条 病院は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、病院の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 病院において感染症が発生し、又は蔓延しないように、以下の措置を講じなければならない。
 - (1) 病院における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね1ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 病院における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 病院において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(秘密保持)

第14条 当事業の従事者は、利用者及びその家族等に関する知り得た情報を漏らしてはならない。

- 2 病院は、従業者に業務上知り得た利用者や家族に関する秘密を保持させるため、従業者でな

なくなった後においてもこれらの秘密の保持を義務付ける旨を雇用契約の内容に付記する。

- 3 当事業の従事者は、利用者の緊急の場合に、医療上必要があると認めるときは、医療機関等に利用者の承認を得たうえで、心身の情報を提供することができる。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 病院は、医師等の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

- 2 当事業の従事者は、サービス提供を利用者に強要してはならない。
- 3 病院は、指定居宅療養管理指導に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は田野病院管理者と指定居宅療養管理指導管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。